

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する 検討会（第1回） 議事録

日 時：令和3年7月19日（月）14時00分～15時01分

場 所：Cisco Webex meetingsによるWEB開催

開会

大臣挨拶

館長挨拶

1. 国立公文書館の概要とこれまでの議論について
2. 今後の進め方
3. 意見交換

閉会

（出席者）

田中座長、井上委員、川口委員、川島委員、伏木委員

井上内閣府特命担当大臣

山崎事務次官、別府内閣府審議官、大塚内閣府大臣官房長、三上総合政策推進室長、酒田大臣官房審議官、杉田大臣官房公文書管理課長

鎌田国立公文書館長、中田国立公文書館理事

○田中座長 時間になりましたので、ただいまから第1回「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を開会させていただきます。

この検討会の開催要領は、お手元に資料1として配付させていただきました。資料の2枚目に名簿がございます。そこで、私、田中が座長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この検討会は、開催要領にありますように原則公開、議事録はホームページに掲載します。また、資料についても、特段の事情がない限りホームページにて公開することといたします。御了承ください。

では、議事に先立ちまして、当検討会の開催に当たり、公文書管理を担当されています井上内閣府特命担当大臣より御挨拶をお願いいたします。

○井上大臣 公文書管理担当大臣を務めています井上信治です。

田中座長、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお時間をいただき、誠にありがとうございます。緊急事態宣言が出たことに伴いオンライン形式となりましたが、本日、皆様に御挨拶ができますことを大変うれしく思います。

公文書は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うし、国のかたちを後世に伝えていく上で不可欠なものであり、国立公文書館は公文書の保存・利用拠点としての重要な役割を担っています。

その国立公文書館は、去る7月1日、開館50周年の節目を迎えたところですが、次の50年、さらにはその先においても、我が国の公文書管理制度の中で求められる役割を十二分に果たせるよう、令和10年度末の新館開館を目指し準備を進めてまいりました。

本年、詳細な実施設計の取りまとめによりハード面の検討に一区切りがつきましたので、今後は新館に魂を入れていく作業、すなわちソフト面の検討が急がれます。

そこで、今般、新たにこの検討会を設置し、読売新聞東京本社の田中局長に座長をお願いすることといたしました。

議論のキックオフに当たり、皆様には次の3つの視点を踏まえ、自由闊達な御議論をお願いしたいと思います。

1点目として、国立公文書館に保存されている公文書は、国民共有の知的資源であることから、一部の専門家だけではなく、これまで以上に幅広い方々が公文書に触れ、国民のアイデンティティ意識を高められる場とすること。このために、常に国民の視点で御検討いただくこと。

2点目として、デジタル技術の活用などを通じ、保存されている公文書の多様な利用を促すとともに、他方で、原本だけが持つ迫力、魅力をいかにして示していくかについても御検討いただくこと。

3点目として、新たな国立公文書館がこれまで以上にその機能を発揮していくためには、展示の強化のみならず、例えば人材の確保・育成や、地方や海外の公文書館との連携など、運営面での強化を図る必要があり、この点についても御検討いただくこと。

これらを踏まえ、息長く十分な議論を進めていただき、令和5年度には展示・運営の基本構想を取りまとめでいただきたいと思います。

私自身、新館の議員連盟の事務局長として長らく携わってまいりましたので、この会議にかける思いはひとしおです。諸外国に比べると見劣りするとの指摘もあった国立公文書館ですが、ぜひ委員の皆様の英知を結集させ、新館開館の暁には、国内のみならず、世界各国の公文書館にとっての新たなモデルを示せるような、すばらしい施設となることを強く期待しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、国立公文書館の鎌田館長より御挨拶をお願いいたします。

○鎌田館長 国立公文書館館長の鎌田でございます。

国立公文書館は、先ほど大臣から御紹介がありましたように、本年7月1日に開館50周年を迎えました。その記念式典の際には、井上大臣、田中座長をはじめ、多くの皆様に御参加をいただきました。改めて御礼申し上げます。

当館開館からの50年、とりわけ公文書管理法が施行されてからの10年を振り返りますと、当館の業務の範囲は拡大し、業務内容も高度化してきたと言えます。しかしながら、歴史公文書を保存し、未来に活かすことの重要性や、国立公文書館が果たしている重要な役割については、残念ながら必ずしも広く一般に認識されているとは言い難い状況でございます。

ちなみに、当館としても展示等を通じた広報・普及活動に努力をしております。常設展のほか、その時々課題に応じて特別展、企画展を開催し、来館者アンケートによれば、毎回95%以上の方々にご満足いただいております。これも来館者が時代を超えて受け継がれてきた本物の文書に接することで、様々な発見をし、驚きや感動を得ているからであり、引き続きその充実を図っていくべきものと考えています。

他方で、来館せずとも公文書に触れられる機会を増やすことも重要であり、アジア歴史資料センターでは3,200万画像の資料を公開しており、内外の研究者に高く評価されていますし、本館では過去に人気を博した展示会をデジタル展示として再構成し、ホームページに掲載しています。令和2年度のページビューは、それまでの5年間の平均に比して50%増加いたしました。また、昨年度から企画展の展示紹介動画をSNSでも公開しています。さらに、常設展では各展示資料の横にQRコードを設置し、関係のあるデジタルアーカイブを携帯端末から閲覧可能にしていますし、これ以外にも教育用コンテンツの作成等でICTの活用を進めています。

これらは全て内容的には極めて高度で興味深いものでありますが、幅広い参加者を得ているわけではなく、将来の発展の可能性、発展していく余地は大きい。言い換えれば、さらに一層の努力が求められていると言わざるを得ないと考えています。

この点、新館におきましては、展示・学習用のスペースが現在の本館に比して約5.5倍に

増加すること。さらに、修学旅行生が国会見学の機会に国立公文書館を訪問することが期待されることなどから、展示を通じた広報・普及活動の一層の拡大、特に小中学生向けの展示の充実、さらには体験的学習の機会の創設などを図りたいと考えています。

こうしたことを含めて、国立公文書館としては、新館の開館を機に業務内容のさらなる拡大と充実を図り、社会的認知度を飛躍的に向上させたいと願っています。

本検討会におかれましては、「魅力ある新国立公文書館の展示の在り方」、さらには世界に誇る国民本位の新国立公文書館にふさわしい業務運営、組織運営、あるいは国内外アーカイブズとの連携の在り方等につきまして、幅広い視点から貴重な御提言をいただけるものと大いに期待いたしております。

最後になりますが、国立公文書館に対しましてこれまで以上の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。報道のカメラの方は退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○田中座長 本日は第1回の検討会ですので、まず、各委員の皆様から1～2分程度で簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、私から始めたいと思います。

座長を務めます田中隆之であります。現在、読売新聞東京本社の総務局長をしておりますが、6月までは編集局にいました。長く国会とかですね、各府省、総理官邸を取材しておりました。政治の現場です。政策を取材する記者におきまして公文書というのはですね重要な取材対象であります。政府外の立場ではありますが、公文書に様々触れてきて、その政策決定の過程を見てきましたし、大きな政策の変更が進められる様子も見てきました。公文書をつくるために、公務員の皆さんがどれだけ心血を注いでいるかも見ています。同時に、日本の公文書管理の歴史がまだ浅くて、文書に手を加えるという問題が昨今出ている、そういう非常に残念な状況も理解しています。

令和10年度をめどに新しい国立公文書館がこの国会のすぐ隣にできるというのは非常に大きな節目だと思っていますし、展示というのは保存、利用と並ぶ重要な役目でありまして、国民共有の知的資源である公文書を集めた施設にふさわしい展示や運営の在り方を考えていきたいと思っています。

公的なこういう会合の座長をするのは初めてですが、意思疎通を丁寧に図りながら運営していきたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1の名簿にある順に沿いまして、五十音順に自己紹介をお願いしたいと思います。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 皆様、こんにちは。一橋大学法学研究科の井上由里子でございます。

私の専門は著作権法をはじめとする知的財産法です。公文書管理法は専門ではございませんけれども、広い意味のアーカイブズ、デジタルアーカイブズなどの著作権の問題は専門領域になっております。

公文書管理に関しましては、現在、公文書管理委員会の委員を務めておりますほか、国立公文書館の認証アーキビスト、昨年度発足した制度でございますが、こちらの認証委員会の委員も務めています。

新たな国立公文書館に関しましては、平成26年に設置された「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」の委員として関与しております。令和10年に開館は後ろ倒しになりましたが、すばらしい立地を確保し、実施設計などハード面も固まり、いよいよ展示・運営のソフト面について本格的に議論するフェーズになったということは大変感慨深く、これからしっかり議論していきたいと考えております。

今回、新たな公文書館では、歴史に関する展示も行うことになるわけですが、近現代の歴史につきましましては、近隣諸国との「歴史認識」をめぐる機微に触れる問題もあります。歴史の解釈は、国によっても、個人によっても異なるところがあり、これは避けられないことだろうと思います。

国立公文書館の展示では、日本の立場から見た歴史認識をベースにした展示になってくるのだろうと思いますし、そうなるべきだと思いますが、異なる解釈、認識をする者との間で、対立ではなくて対話を生み出すような開かれた展示にしてほしいと考えております。

これから様々議論が進んでいくと思いますけれども、私も微力ながら貢献できるように努めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、川口委員、お願いします。

○川口委員 国立西洋美術館で情報資料室長を務めております川口雅子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

当館では、美術作品や所蔵図書に関する記録あるいは情報の整理、また、一部ですけれども、デジタル化、そのウェブ公開に携わってきました。

当館で到達できていること、できていないことは多々あるのですが、近年の博物館、美術館界の問題意識としまして、特に欧米諸国の現状を見ると、ある美術館、博物館がその作品を収蔵していることに何か問題はないのか、公正なのか、正当なのか、そういう視点があることを業務の過程で意識しております。つまり、欧米においては、戦争中の文化財の略奪とか、場合によっては植民政策といった過程の中で、作品が所有者の手元から不当に押収された過去があるのかどうかといったことが美術館に問われるようになってきているという現状を感じています。

このとき、作品がどのような経緯を経てきたかというのは、つまり、作品の伝来とか来歴ですけれども、そういったことはまさに記録資料、アーカイブズ資料によってこそ明らかになることで、具体的には美術の場合は作品のリストであったり、売買の記録であった

り、あるいは写真、応接室に飾られた作品の写真とか、そういったものであるわけですが、近年、そうした様々なアーカイブズ資料、それは視聴覚資料も含めてですが、そういったもののデジタル化が進んでアクセスがしやすくなって、私どもも業務上利用する機会があるという状況になっています。

さらに、欧米諸国では、それが専門家はもちろんですが、一般市民にとっても展示あるいはインターネット、場合によってはSNSなどを通じて目にする機会が増えてきたなと感じています。つまり、博物館、美術館が、今日、社会が抱える問題と決して無関係ではないと感じています。

ですので、新しい国立公文書館においても、そういう意味で一般の市民に何かを問いかけるような展示、あるいは活動ができるといいのではと考える次第です。そういったことで、何か微力ながらお役に立てることがあればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、川島委員、お願いします。

○川島委員 東京大学の川島でございます。駒場の国際関係論で国際関係史を教えています。専門は中国の外交史、アジア政治外交史でございます。

これまで、内閣府の公文書管理委員会の委員とか、あるいは外務省の外交記録公開促進委員等をしてまいりました。

恐らくは歴史学者、あるいはアーカイブを利用する立場、また、外交史ですので世界中のアーカイブを利用しますから、利用者として世界の公文書館との比較という観点も求められているのだろうなと思っているところです。

今、この委員会の直接的な役割から外れるかもしれませんが大きな話をしますと、私自身は幾つか重要だと思っている論点があります。第1に、アーカイブあるいは公文書というものを考える際に、やはりアカウントビリティの問題が重要です。これは大臣もおっしゃいました。その際に、もちろん今の社会、今の国民へのアカウントビリティはあるのですけれども、未来へのアカウントビリティ、将来へのアカウントビリティをどう担保するかということも重要だと思っております。50年後に今がどう検証されるのかという観点です。30年後に今から20年前がどうかということもありますけれども、もちろん30年原則あるいはもっと早い原則ができればもっと変わりますけれども、そういうような観点、時間軸をととても大事にすべきだと考えています。これが1点目です。

2点目は、この公文書が作成されてから、公開、あるいは保存していくという、文書のライフサイクル全体をどういうふうに考えるのか、ということです。文書が出来上がっていき、現用文書として管理されながら使われ、そしてそれが廃棄、あるいは保存、公開されていくという、文書のライフサイクル全体を考えて、それがどう構想され、それはデジタルも入りますけれども、そこにレコード・オフィサーなり、アーキビストなり、そうした人材が適切に関わっているかどうか、ということです。ここはやはり欧米の国々

また、独立行政法人教職員支援機構のブランチ、地域センターとして、地方の教員研修を担うというミッションを背負った信州大学センターを昨年度から委嘱されて始まっており、その責任者も務めているので、先生たちの目線でどういうものが資料として有効活用できるのかということに関して少しお話しできるかなと思っています。

一方で、長野県教育委員会の教育委員、教育長職務代理者を兼ねておりまして、しばしば教育行政文書の公文書と向き合う日常にありまして、どこまでが公開されるべきかなということをしよっちゅう考えているという立場でありますので、先生方のような御専門とは違って、どれだけお役に立てるのかはかなり怪しいところではあります。

子供たち、中高生、あるいは現職の教員、そして一般の人たちからして、まだまだ日本の公文書あるいは公文書館というものが身近ではないし、そこに訪問に行きたいという場所とはなかなか言い難いように思います。

一方で、デジタル社会になりつつある今日、文書そのものの価値、貴重な歴史的な遺産ということの大事さもさることながら、今ほとんどの公文書がデジタルでつくられているわけですから、これまでの50年とこれからの50年は発想を変える部分も必要なのではないかと個人的には思っています。拡張現実だとかデジタルのアーカイブズを未来志向型に有効活用しながら、そこに行かなくても貴重な資料が閲覧できるようなシステムのどこまでが閲覧可能な世界なのかを吟味するという必要かと思うのですが、そんなフェーズに入っているようにも思います。

一方で、公文書というものが我々の国の在り方、それから市民生活にとってどういう役割を果たすのかということは、私を含めて多くの人々にとってまだ無頓着というか、関心が薄かった分野だと思いますので、こういう機会に一般の人の目線で考えられる公文書、今、公文書という言葉自体の評判が悪いですけれども、ここをイメージアップできるような、そんなことに微力ながら協力させていただけるとありがたいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、内閣府と国立公文書館よりそれぞれ自己紹介をお願いいたします。

最初に内閣府から。

○杉田課長 では、内閣府のほうからまず御紹介させていただきます。

山崎事務次官でございます。

別府内閣府審議官でございます。

大塚官房長でございます。

三上総合政策推進室長でございます。

酒田審議官でございます。

それから、国立公文書館のほうでございますけれども、先ほど御挨拶いただきました鎌田館長です。

それから、中田理事でございます。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、議題の1. 国立公文書館の概要とこれまでの議論についてに進みたいと思います。まずは、「国立公文書館の概要」の動画をご覧ください。オンラインで参加されている委員の皆様は、画面上でご覧いただくか、先にお送りしたURLよりご覧ください。

(動画 国立公文書館紹介映像(一般来館者用)「時を貫く記録を守る」—国立公文書館の使命と役割— <https://www.youtube.com/watch?v=qr0r86EgKjU> 上映)

○田中座長 続きまして、これまでの議論についてと今後の進め方については、事務局の内閣府より説明をお願いいたします。

○杉田課長 事務局でございます。資料2から説明させていただきます。

我が国の国立公文書館につきましては、北の丸に本館施設があるわけですが、冒頭に大臣からございましたとおり、諸外国に比べますと、施設面、機能面において見劣りする部分があるだろうという指摘もございますし、書架が既に満杯状態にあるということで、新しい建物を造るというストーリーに今なっているところでございます。

具体的には、国会の前庭にあります今の憲政記念館を取り壊しまして、そこに合築をするということで、この資料にありますとおり、これまで基本計画、基本設計、それから今般、実施設計ということで取りまとまっているところでございます。

2ページ目でございますけれども、具体的なイメージを写真を使いながら説明をするところでございます。

御案内のところでございますが、左側の白っぽい建物が国立公文書館、右側の黒っぽいほうが憲政記念館という形になってございます。両館の独自性を表現するという形になっております。

真ん中ほど、展示・学習スペースの関係でございます。これは建物全般的に言える話でありますけれども、ナラ等の木材をふんだんに利用する、日本らしさを表現するという形になってございます。

展示室につきましては、先端技術を活用いたしましてデジタル展示にも対応できる空間構成とすることにしております。

一番下の保存のところでございますけれども、所蔵資料を永年保存するということで、保存環境を確保するという。修復作業室につきましては、時間帯によっては透明にして中を見学できるようなフレキシブルな構造にしているという形になってございます。

3ページ目でございますが、上のところ、現在、北の丸の本館には独立した交流スペースはないわけですが、新館では新たに交流スペースを2つ設けまして、いろいろなイベント、柔軟に対応できるようにするという形にしてございます。

4ページ目、今後の予定でございます。昨年、大規模な埋蔵文化財調査が必要であることが判明いたしましたので、別途、埋蔵文化財調査を行うということで、当初の予定よりも2年ほど遅れまして10年度末の開館を目指すという形にしておるところであります。

年明けの2月ぐらいには憲政記念館の代替施設が完成する予定となっております。その

後、憲政記念館を取り壊し、埋蔵文化財調査を経まして、本体工事に着手する予定となっております。

左下のところ、先ほど館長からもございましたけれども、展示・学習スペースにつきましては今の広さの5.5倍、展示スペースに限って申し上げますと約4倍になりまして、展示の内容、手法等について、今後しっかり検討する必要があるということでございます。

資料3で、これまでの議論、基本的考え方を紹介したいと思います。

展示等の利用促進につきましては、そもそも国立公文書館の努力義務規定となっているわけでございますけれども、閲覧とは異なりまして、公文書の利用そのものではございませんが、歴史に対する関心や理解を深める、公文書に親しむ精神的基盤を醸成するという意義を有するものでございます。

なお、この資料につきましては、これまでの議論をまとめたものですが、これからの議論を拘束するものではございませんので、気づきの点がございましたら後ほど御意見をいただければと思います。

2ページ目でございます。全般的な展示のコンセプトということで、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」ということで、そのような記憶に接し、理解を深めることができるよう、極めて幅広い年代の所蔵資料を中心とした展示とすることにしております。

さらに、ターゲット層といたしまして、初めての人から専門的な調査・研究を深めたい人まで、様々な利用者を想定しているところでございます。

1点補足でございますが、新たな国立公文書館は国会前庭に立地するというので、今後は国会参観者が多く来訪することが想定されることになっております。国会の参観者は主に小中学生の団体利用者が多いこともございますので、新館ではそのような小中学生を主に念頭に置きながら、それよりも上の高校生とか大学生、成人、シニア層、研究者、インバウンドの外国人等、様々な世代、バックグラウンドの人々を想定し、幅広い年代の所蔵資料を中心に展示を行っていく必要があるというところでございます。

3ページ目でございますが、展示物の形態や展示手法について、やはり原本展示を基本としつつも、保存と利用のバランスの観点、必要に応じて入れ替えや複製物の併用を行うこと。諸外国の先行事例も参考にしながら、展示期間、原本展示に必要な措置のための費用等の観点からも、慎重に検討を行うとされているところであります。

さらに、4ページ目でございますが、音声・映像、先端技術の活用によりまして、その出来事の時代背景、人物の関わりをリアルに実感をもって分かりやすく伝えるということ。展示解説につきましても、様々な手段や技術を併用いたしまして、分かりやすくきめ細やかな配慮をして、伝わるように工夫をすること。

5ページ目でございますが、我が国の歩みをたどる上で象徴的な文書を中心としたシンボル展示でございますが、これは大日本帝国憲法、終戦の詔書、新日本建設ニ関スル詔書、日本国憲法等の象徴的な文書を中心に構成することとしてはどうかというところであります。

す。

6 ページ目、常設展示のテーマ設定でございますが、2 本立てということでございます。まず、我が国の歩みの紹介が一つ、もう一つが公文書管理の意義を伝えるものであります。

前者につきましては、近代以降を中心に政治、外交、社会等の動きについて紹介をする。近代以降につきましては、満遍なく戦前、戦中、戦後に分けることとしてはどうだろうか。時代区分とは別途の分け方として、「日本国のかたち」「民主主義の発展」「政治」「経済」「文化」「社会」「国際関係」等、そういった横串のテーマ設定についても検討してはどうだろうかというところでございます。

資料 4、三館の機能分担でございます。これも御案内のことかと思いますが、新館と現在の北の丸本館、つくば分館ということで三館体制になるわけでございますが、新館につきましては、多くの国民が利用する展示・閲覧を中心とした総合的センター施設、本館機能を有するとすること。北の丸本館につきましては、いわゆるプロ向けの研修等の学習拠点、専門家向けの書庫。つくば分館につきましては、保存機能、書庫の機能に特化するということで、有機的な連携をしていくという内容になってございます。

最後に、資料 5、今後の進め方でございます。

令和 10 年度末に開館予定ということで、それまでの 7～8 年間、息の長い調査・研究となりますけれども、それから逆算いたしまして、向こう 3 年ぐらいかけて展示・運営の基本構想を令和 5 年度に取りまとめるということにしたいと考えております。

展示・学習スペースにつきましては、先ほど申し上げましたとおり 5.5 倍の広さになるということ。さらに、国会前庭の立地、憲政記念館との合築ということで、来館者が質的にもより多様化し、数も大きく増えることが予想されます。

それから、国立公文書館の展示の入場者の実態について、資料はないのですが、少し言及いたしますと、特別展、企画展の集客力が圧倒的に高くなっております。常設展のみを見に来る方は少数派となっております。そういうことで、初年度の今年度は、特に常設展の魅力を高めるため、そのコンセプト、展示資料の年代、運営の在り方等の基本的考え方を御議論いただきたいと思いますと考えております。

来年度以降は、より議論を深掘りいたしまして、展示の手法・構成等の具体化、展示や館の基幹業務をなす業務の運営を支える人材の育成強化、その他の役割強化の方策についても併せて議論していただければと思っております。

具体的には、展示のテーマといたしまして、先ほど紹介した基本計画にありますとおり、国のかたちや国家の記憶に接し、理解を深めることができる極めて幅広い年代の所蔵資料を中心とした展示をどう具体化していくのか。

展示の種別といたしまして、シンボル展示、常設展示、企画展示の 3 つがあるわけですが、それぞれの展示ストーリーにどう展開していくのか。

あるいは、ターゲットごとの展示手法といたしまして、幅広い来館者のターゲット別の解説の在り方、あるいは伝わりやすいような情報の階層化の在り方等の検討が考えられる

のではないかと考えております。

展示室内の使い方や空間構成につきましては、原本と複製物の併用、あるいは写真・映像・音声等の活用、さらにはデジタル技術による体験型、インタラクティブの展示が考えられるのではないかと考えております。

その他、運営上の諸課題ということで人材の育成・確保。今年1月からアーキビストの認証が始まったところでございます。ほかの地方公文書館との連携、国際的な公文書館活動への積極的な参画など、そういった諸課題の検討を進めていくこととしております。

それで、令和5年度に基本構想、さらにこれを受けまして内閣府のほうで展示基本計画案を作成いたしまして、基本設計、実施設計という流れになろうかと考えております。

また、参考資料として、新館建設に係る主な経緯、基本計画、基本設計の3つを配付しておりますので、適宜御参照いただければと思っております。

御説明は以上でございます。

○田中座長　ここまでの説明につきまして、御質問や御発言があらうかと思っておりますが、議事の都合上、次の議題である意見交換にてお受けしたいと思っております。

それでは、議事の3番、意見交換に進みたいと思っております。

本日、全般を総括しまして御質問や御発言がありましたら、皆様よろしくお願いたします。

最初に、キックオフとして私が幾つかお話ししたいと思っております。1つは、こういう新しい施設の展示を考えるに当たりまして、今、各博物館、公文書館が様々な先進的な事例をやっているケースが多いと思っておりますので、そういったところにつきまして視察を行ったり、担当者の方との意見交換、こういったものは今後検討していてもいいのではないかと考えています。

あわせて、今回一緒に建て替えることとなります憲政記念館が隣にありますので、憲政記念館がどのような展示をしていくのか、そことの有機的な連携もあらうかと思っておりますので、そこでの意見調整、意見交換はやっていく必要があるかなと考えています。

ほかに何かありましたら、ぜひよろしくお願いたします。

川島先生、お願いします。

○川島委員　ありがとうございます。

これからいろいろな機会があるので、特に今、長い時間をかけて言う必要はないと思っておりますけれども、先ほどの展示のお話の中でちょっと気になったことがございまして、1点だけコメント兼質問させていただければと思っております。

日本の範囲というものが、近代、現代、変容しているわけです。ですから、植民地があった時代もあり、占領地があった時代もあり、そして、アメリカの占領下にあった時代があり、その後の沖縄、奄美、小笠原の返還もあり、そういった意味では日本の空間が変容するわけです。ですので、展示の際に、現在の日本の空間、現在、日本の国民が住んでいる空間だけに対象を限定して、それを過去に投影するのではなく、その時代、その時代の

日本の空間、範囲というものを意識した展示にすることが、やはり開かれるといたしますか、先ほどからあるような歴史の機微に触れる、ことになりまし、そしてこそ対話が可能になるのだらうと思ひます。

2点目に、先ほど教育に関する話がありましたけれども、今度、「歴史総合」という新しい科目ができますが、そこでは資料を使って教育するということが重視されるわけです。デジタル教材はもちろんのことです。こうした傾向にいかにかコミットできるのか。アジ歴などはすでに試みを始めていますが、こうしたこともすごく大切と思ひます。ここにうまくコミットできれば、初等教育、中等教育を含めて、教育段階で公文書の重要性を国民に広く伝えられることになると思ひます。展示も含めて、教育にコミットするということが一つの考えであつてもいいかなと思ひておりました。

以上でございます。

○田中座長 御意見として承知いたしました。

内閣府とか公文書館から発言はありますか。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がありましたらお願いします。

伏木先生。

○伏木委員 伏木です。

川島先生のお話につなげてですけれども、私は教育の分野から発言を求められてこのメンバーに入ったと思ひますが、私自身も中学、高校の社会科教員の時代もありまして、現在も某教科書会社の執筆もやつています。教科書とか資料集をつくる時に、どういふドキュメント、どういふ資料に当たるかといふのは結構大事なのです。そういうときに、国立公文書館の資料にアクセスするといふことをどれだけ今まで教科書執筆者がやつてきたかといふと、そんなに多くないのです。新聞各社の貢献もあるのですけれども、もうちょっと公文書といふものが身近に教材研究のフィールドに入つてくるといいなといふのがまず1点、川島先生のお話を伺いながら強く思ひました。

もう一点は、自己紹介のときに川島先生がおっしゃつていた後半の話ですけれども、未来に向けてといふことです。私は正直なところ、博物館とどうすみ分けをするのかだとか、美術館、博物館と国立公文書館はそもそも機能が違ふのではないかなと個人的には思ひていて、修復や貴重な古典の財産を残していくことももちろん大事だけれども、国立公文書館は何をもつて残して、何を公開して、どういふことが政策決定に意味を持つのかといふプロセスみたいなものがもっともっと一般の人たちにも理解され、小中学生、高校生にももう少しその辺の理解が進むといいなと思ひているのです。

そういうときに、例えば我々研究者がアメリカで50年封印されていふものが開示される、そういうドキュメントとか、今まで公開されなかつた極秘文書がようやく見ることができるとか、そういうのをわくわくして、過去に遡つて何が起つたかを見つていふことをやるわけですけれども、今行われているコロナ禍での政策決定とか、その前の、言ひませぬけれども、いろいろな〇〇事件とかで公文書が少し心配されたようなこととかも含めて、

今はいろいろと事情があつて公開できないこともあるかもしれないけれども、後に検証することができる、なぜそこが黒塗りだったのかとか、そういうことは学習者目線で言うと興味津々なのです。

そういうふうにして我々はセキュリティーとか、公文書とか、本当のことを知る権利とか、逆に守るべき情報とか、そういうことを考える機会をある意味無頓着にスルーしてきたのかもしれないのです。国立公文書館はそんな役目があるのではないかなと思うと、常設展でどんなことをやると集客数が上がるかとか、特設展でどれだけ人を集めるかということには私は正直言うとあまり関心がなく、公文書の意味合い自体が多くの人に理解されて、デジタルでも、インターネットを経由してでも、多くの人が信頼を持ってアクセスできる拠点になっていくものにしていくためには、これからどういうふうな展示をし、どういうふうな見せ方をすることがいいのかなと、そんな自分の思いを冒頭にお話しさせていただきました。

○田中座長 ありがとうございます。

川口委員、お願いします。

○川口委員 私も今、川島先生、伏木先生がおっしゃったことに賛成です。公文書の中身を見せていくことも大事だと思うのですが、それとともに公文書を扱うというか、なぜこの資料が公文書館にあるのかとか、その資料そのものが収集されて、選別されて、残されるもの、残されないものがあるとか、そういう資料をめぐる制度自体を学ぶ、公文書館そのものを学んで、学生には与えられた歴史のストーリーを見せるだけではなく、そこにアクセスしていく力をつけてもらう、資料批判の力を身につけてもらう、そういう仕組みがあるとすごく面白いというか、民主主義の国家を構成する市民として必要なリテラシーを身につけてもらうことが必要なのではないかと考えています。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、何かありましたら。

○井上委員 ありがとうございます。

公文書管理制度の意義を伝えるような展示も必要なのではないかということは、3先生と同じ考えを持っております。

公文書管理制度の意義はなかなか分かりづらいというか、実感しづらいところがあると思いますので、今おっしゃったような教育の中でそれを組み込んでいくということももちろんあると思います。さらには、例えば日本では終戦直前に、敗戦後の戦犯としての責任追及を恐れて公文書が大量に焼却され、過去を検証することができなくなったということがございます。これは歴史に対する責任感を著しく欠いた行為だったかと思えます。

他方で、その反省にも立ちつつ、国立公文書館のアジア歴史資料センターでは、近現代の資料を内外の誰もが広くアクセスできるようなデジタルアーカイブズとして公開しており、海外でも非常に高く評価されていると伺っています。

そういった過去の歴史の中で公文書管理ができていなかったということも示しつつ、示

し方はいろいろあると思いますけれども、その教訓も踏まえて、今、我々が公文書管理制度をしっかりとやっているのだということを見せていくということもあり得るのではないかと思います。

もう一点、先ほど私、対話を創発するような展示にしてほしいと申しました。新たな国立公文書館では日本で保存されている公文書の展示がなされるわけですが、それに併せて、例えば海外の公文書館で保存・展示されている関連する公文書をデジタルでつないで紹介するということにしますと、歴史を複眼的、多面的に理解できるような展示になるのではないかと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

なければ、そろそろ時間となりましたので、本日の議論はこの辺で切りたいと思います。

次回以降の検討会の在り方につきましては、本日の議論を踏まえつつ、秋頃に事務局において設定していただきたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○杉田課長 本日の検討会の議事の記録につきましては、各委員の皆様に御確認いただいた後、ホームページに掲載したいと思います。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。